

金岡委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、
お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいるので、御協力願う。

1. 意見書案の協議結果について

金岡委員長

初めに、意見書案の協議結果についてである。
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。
意見書案は、2番及び3番の2件がいずれも原案のとおり、全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一一致に至らなかった意見書案のうち、6番が会派から意見書議案として提出される。

2. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

金岡委員長

次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案14件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

なお、3ページの資料3にあるとおり、会派から「第1号令和7年度高知県一般会計補正予算に対する修正動議」が提出されており、この修正案についても議場に配付しておくので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

修正案が提出された第1号議案については、まず修正案を採決し、修正案が可決された場合は、次に修正部分を除く原案を採決することとなる。
修正案が否決された場合は、次に原案を採決することになるので、念のため申し添える。

ア 修正案

金岡委員長

次に、先ほどの議発第2号「第1号令和7年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」についてである。
この修正案については、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めることでいかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
なお、その発言時間は10分以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

イ 委員長報告並びに修正案に対する質疑

次に、委員長報告並びに修正案に対する質疑についてである。

委員長報告に対する質疑については、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

次に、修正案に対する質疑も省略することで、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

ウ 討論

金岡委員長

次に、議案及び修正案についての討論は、いかがしようか。

田所副委員長

修正案に対して、討論させていただく。

岡田(芳)委員

日本共産党は、第1号議案、第10号議案及び第11号議案について討論を行う。

土居委員

自民党も、第1号議案の原案に賛成の討論を行う。

金岡委員長

それでは、知事提出議案及び修正案について討論を行うこととし、発言時間はそれぞれ10分以内、その順序については先例のとおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

なお、商工農林水産委員会で、執行部から、議決漏れについての報告があつてゐる。

これについては、本日の商工農林水産委員長報告において、再発防止に取り組むよう要請されるとお聞きしているので御了承願う。

(了 承)

(2) 議員派遣議案

金岡委員長

次に、10ページの資料4、議員派遣議案についてである。

第25回都道府県議会議員研究交流大会、地方議会活性化シンポジウム2025、高知県・ベンゲット州姉妹県州提携50周年記念訪問事業への派遣に関する議案については、前回の議運で本日の会議に提出することとしていた。

この議案の議事手続については、知事提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決すること

で、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

(3) 意見書議案

金岡委員長 次に、12ページの資料5、意見書議案についてである。

12ページの議発第3号「いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に伴う恒久で安定した代替財源の確保を求める意見書」議案及び14ページの議発第4号「地方財政の充実・強化に関する意見書」議案の計2件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

次に、17ページの議発第5号「OTC類似薬の保険適用継続を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがしようか。

岡田(芳)委員 日本共産党は、討論を行う。

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

以上、ここまでが議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

金岡委員長 それでは、事務局に説明させる。

(飯田議事課長、説明)

金岡委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

3. 12月定例会の開催時期について

金岡委員長 次に、19ページの資料6、12月定例会の開催時期についてである。

事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということで、いかがか。

	(異議なし)
金岡委員長	それでは、さよう決する。
4. 継続審査調査の申出について	
金岡委員長	次に、20ページの資料7、継続審査調査の申出についてである。 閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ることに、御異議ないか。
	(異議なし)
金岡委員長	それでは、さよう決する。
5. 議員派遣に係る報告書の提出について	
金岡委員長	次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。 アルゼンチン県人会創立55周年及びパラグアイ・ピラボ入植65周年記念訪問、女性議員研究交流大会に派遣したそれぞれの議員から、派遣の報告書が議長に提出された。 その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。
	(了 承)
金岡委員長	なお、全議員に対しては、後ほどグーグルドライブに写しのデータを保管し、併せて図書室にも配置することとする。
6. 虚礼廃止の広報について	
金岡委員長	次に、21ページの資料8、虚礼廃止の広報についてである。 公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等の挨拶状は制限されている。 これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、21ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので、御了承願う。 また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始の御挨拶として掲載することも、併せて御了承願う。
	(了 承)
7. その他	
金岡委員長	次に、その他についてである。 まず、事務局から報告がある。 議事課長どうぞ。
飯田議事課長	県議会議員と高校生との意見交換会について御報告させていただく。資料はない。 県議会議員と高校生との意見交換会については、教育委員会の主催により毎年度実施されており、県議会としても積極的に協力しているところである。 教育委員会からは、本年度も開催を計画しており、現在実施校や実施時期等について学校と調整中と伺っている。今後、実施計画、開催要領等が決まり次第、例年

どおり議員の皆様の参加について議会に説明を行い、協力をお願いしていきたいとのことであるので、代わって御報告させていただいた。

後日、正式に案内があったら、参加の御協力をいただくようよろしくお願ひする。以上である。

金岡委員長 何か質問はないか。

(なし)

金岡委員長 ほかはないか。

(なし)

金岡委員長 それでは、協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。